

[事案 26-189] 契約無効請求

・平成 28 年 1 月 4 日 裁定不調

<事案の概要>

身に覚えのない契約であることを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 9 月に契約した医療保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成 26 年 8 月から 9 月頃、クレジットカードからの保険料引き落としの記録があることに気づき、生命保険が契約されていたことを知った。
- (2)自分には全く身に覚えがなく、契約申込書等に募集人が無断で記入・押印をした。

<保険会社の主張>

契約申込書等に募集人が署名・押印をしたことは認めるが、申立人の意思にもとづき、募集人が代筆・代印をしており、申立人の意思にもとづいて契約されているので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の行為に不適切な点があったかどうかなどを把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。

なお、申立人に対しても事情聴取を実施する予定であったが、事情聴取当日に申立人が無断で欠席し、以降、当審査会からの意思確認のための電話に一切応じない。簡易書留による連絡も不在で返還されてきたため、期日を定めて事情聴取の参加意思についての回答を求める書面を普通郵便で送ったが、期日までに回答がなかったことから申立人の事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1)募集人が契約時に、署名等を代筆することは、本人の意思にもとづく契約であることを不明確にするものであり、紛争を惹起する原因となる。
- (2)特別の合理的な理由が無い限り、契約者からの要請であってもこれを慎むべきものであるが、本件では、代筆をする合理的理由を見出すことはできなかった。